

第 1 章 総 括

基本的事項

1 公会計整備の取組の現状

(1) 全国におけるこれまでの取組

全国（総務省）における平成12年以降の公会計整備の取組状況は以下のとおりである。

平成12年 3月 「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」報告書
普通会計バランスシートの作成モデル公表（いわゆる「総務省方式」）

平成13年 3月 「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」報告書
行政コスト計算書、団体全体のバランスシートの作成モデルを公表

平成17年 9月 「地方公共団体の連結バランスシート（試案）」
公社・第三セクター等を含めた連結バランスシートの作成モデルを公表

平成18年 5月 「新地方公会計制度研究会」報告書

平成18年 8月 「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」総務事務次官通知

取組状況や団体規模に応じ、3年後ないし5年後までに4表の整備・公表を要請

平成19年 10月 「公会計の整備推進について」総務省自治財政局長通知
「新地方公会計制度実務研究会」報告書

4表の作成要領等を公表

平成19年12月 「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」及び「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」に関するQ&Aを公表（平成20年2月及び同10月に改訂）

平成20年12月 「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」を公表

(2) 三重県における取組の現状

平成18年度決算の財務諸表に係る作成状況は以下のとおりである。なお、【 】内は全団体に占める割合を示している。

平成20年3月31日現在

	三重県	全国（指定都市除く市区町村）
作成済	18団体（13市、5町） 【62.1%】	1,047団体 【58.2%】
基準モデル	-	2団体
総務省方式改訂モデル	1団体（1市）	43団体
総務省方式（現行）	17団体（12市、5町）	980団体
その他	-	22団体
作成中	1団体（1町） 【3.4%】	232団体 【12.9%】
未作成	10団体（1市、9町） 【34.5%】	520団体 【28.9%】

上記作成済団体の内訳

総務省方式改訂モデル いなべ市

総務省方式

(普通会計)

津市 (BS)、四日市市 (BS、CR、CF)、松阪市 (BS、CR)、桑名市 (BS、CR、CF)、
鈴鹿市 (BS、CR)、名張市 (BS、CR)、尾鷲市 (BS)、亀山市 (BS、CR)、鳥羽市 (BS)、
熊野市 (BS、CR)、志摩市 (BS、CR)、伊賀市 (BS、CR、CF)、東員町 (BS)、
多気町 (BS、CR、CF)、明和町 (BS)、大台町 (BS)、度会町 (BS、CR)

(地方公共団体全体) 名張市 (BS)

(連結) 桑名市 (BS)

BS = 貸借対照表、CR = 行政コスト計算書、NAS = 純資産変動計算書、
CF = 資金収支計算書

上記のように県内市町の整備状況は、全国状況と比べ進捗が遅れていることから、取組の強化が課題となっている。

2 公会計整備の背景及び意義

(1) 背景

地方公会計整備の背景としては、次の事項が考えられる。

- ア タ張市の財政破綻を契機とし、地方財政に対する住民の関心が高まっている。
- イ 地方分権の進展に伴い、地方公共団体それぞれに説明責任が生じている。
- ウ 国においては「簡素で効率的な政府」を実現し、債務の増大を圧縮する観点から資産・債務改革に取り組んでおり、行政改革推進法で地方においても同様に積極的な取組が求められている。
- エ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の成立に伴い、会計制度等地方財務の透明化が求められるようになっている。
- オ 東京都や浜松市など積極的に公会計整備に取り組む団体が増加し、徐々に広がりを見せている。

(2) 意義

地方公会計整備の意義としては、次の事項が考えられる。

- ア 現金主義による会計処理の補完
 - a 見えにくいコスト (将来の退職手当支給見込額、減価償却費等) を表す。
 - b ストック情報 (資産と負債) を表す。
- イ 公社・第三セクター等を含めた団体全体の財政状況を明示
- ウ 予算編成や政策評価への活用
 - 事業別、施設別にバランスシートや行政コスト計算書を作成することにより、既存施設にあっては使用料改定や管理運営手法の見直しの検討資料として、施設の新設にあっては、事業規模や整備方法の検討資料として活用することができる。
 - また、将来的に各地方公共団体で事業別、施設別の財務諸表の整備が進めば、団体間における類似施設の比較も可能となる。

3 本報告書の基本的考え方

(1) 目的

- ア 住民に対してわかりやすい財政情報の開示のあり方を提案
- イ 県内29市町のすべてが平成18年度の総務事務次官通知で求められている3年後(平成21年度)ないし5年後(平成23年度)までに作成・公表できるようなモデルを提案
- ウ 中長期的な財政運営に資するよう予算・決算における活用のあり方を提案

(2) 検討の基本的方向

総務省において示された「基準モデル」及び「総務省方式改訂モデル」の2つのモデルについて、その概要を第2章及び第3章において示すこととするが、当検討部会は、以下の理由により「総務省方式改訂モデル」を検討の基礎とし、報告を行うこととする。

(理由)

固定資産の評価については、すべて洗い出し、公正価値により評価することが望ましいが、各市町の取組の現状から、現段階では全団体にすべての固定資産の評価を要請することが困難であること。

基準モデルの導入については、システム開発費などの初期コストが相当程度かかるため、費用対効果の観点から一律に推奨できるものでないこと。

ただし、「総務省方式改訂モデル」は各団体のこれまでの取組や作成事務の負荷を考慮し、決算統計情報を活用して作成することを認めているモデルであるため、公有財産等の貸借対照表計上額に精緻さを欠くという課題がある。このことから、公有財産等の計上については、基準モデルの概念に近づくよう段階的に精緻化していくことが望ましく、今後の検討課題としていくべきであると考えられる。

(3) 活用方策

ア 開示資料として

決算統計と比べ、一覧性のある財務情報書類として、住民に対して開示する意義は大きい。今後はよりわかりやすい資料として工夫していく必要がある。

イ 財政運営の判断資料として

a 事業別・施設別バランスシート、行政コスト計算書

事業別・施設別にバランスシート及び行政コスト計算書を作成し、予算編成への活用のほか、施設の適切な料金設定の検討資料とすることが考えられる。

b 予算編成、行政評価への活用

P D C A サイクルに基づく決算状況の予算編成等への活用がこれまで以上に重要になってきており、上記の施設別バランスシート等を財政運営に関する判断のための資料とすることが考えられる。

また、住民1人あたりバランスシートや住民1人あたり行政コスト計算書を作成し、類似団体等と比較することにより、当該団体における施策の方向として投資を推進していくべきか負債を圧縮していくべきかなどといった判断のための資料にも活用することができると考えられる。

4 作業スケジュール

標準的な作業スケジュールは次の表1のとおりである。

【表1】

	人口3万人以上の市	人口3万人未満の市、町
19年度 ～ 20年度	<p>現行総務省方式に基づくバランスシートを作成していない団体は、まずはそれを整備</p> <p>国の報告書の研究</p> <p>売却可能資産の洗い出し、評価に係る作業の開始</p> <p>新方式に基づく普通会計4表の試作（19年度決算ベース）</p> <p>連結4表作成に向けた準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結範囲の確定（第三セクター等） ・過年度決算書等の入手 ・法非適の公営企業の資産積み上げ（過去の決算統計から） ・連結4表の試作 	<p>現行総務省方式に基づくバランスシートを作成していない団体は、まずはそれを整備</p> <p>国の報告書の研究</p> <p>売却可能資産の洗い出し、評価に係る作業の開始</p>
21年度	<p>団体単体4表の作成(20年度決算ベース)</p> <p>連結4表の作成(20年度決算ベース)</p>	<p>新方式に基づく普通会計4表の試作(20年度決算ベース)</p> <p>連結4表作成に向けた準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結範囲の確定（第三セクター等） ・過年度決算書等の入手 ・法非適の公営企業の資産積み上げ（過去の決算統計から） ・連結4表の試作
22年度		
23年度		<p>団体単体4表の作成(22年度決算ベース)</p> <p>連結4表の作成(22年度決算ベース)</p>

(注)

- ・総務省方式改訂モデルを想定
- ・標準的なスケジュールであり、できる限り早期に整備することが望ましい。

検討部会の取組

1 検討部会の概要

(1) 設置の目的

公会計の整備については、平成18年8月31日付け総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」において、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形として、地方公共団体及び関連団体等を含む連結ベースで、取り組むことが求められているところであり、さらに、地方公共団体の財政運営に対する住民の関心が高まりつつある状況を受けて、県と県内市町との協働による「新地方公会計制度検討部会」を設置し、貸借対照表等の財務諸表の作成にかかる実証的検証やその他諸課題について検討を行うことを目的としている。

(2) 検討事項

ア 公会計モデルの研究

- ・総務省主催の「新地方公会計制度研究会」で示された「総務省方式改訂モデル」を主とした公会計モデルの研究

イ 資産評価の実証的検証

- ・資産評価の具体的手法と、そのための公有財産台帳の整備のあり方を検証

ウ その他

- ・未作成団体に対する整備促進のあり方の検討
- ・予算編成、決算分析への活用のあり方の検討

(3) メンバー

- ・市町職員 19名(14市3町)

(津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、東員町、大台町、南伊勢町)

- ・県職員 5名 計 24名

部会長：県(政策部市町行財政室) 副部会長：大台町(財政調整課)

2 開催実績

(1) 検討部会

第1回(平成19年6月7日)

- ・検討部会の趣旨等について
- ・検討部会の今後の進め方について

第2回(平成19年8月3日)

- ・ワーキンググループの設置について
- ・新地方公会計制度実務研究会の報告書(検討案)の概略について
- ・検討部会の取組方向等について

第3回(平成19年11月5日)

- ・ワーキンググループによる検討結果の報告
- ・貸借対照表等未作成団体に対する整備促進のあり方について
- ・連結貸借対照表等作成における庁内の協力体制のあり方、一部事務組合等他団体への働きかけのあり方等について

第4回(平成20年3月12日)

- ・新地方公会計制度における財務諸表作成等に関する検討部会 報告書(検討案) <中間取りまとめ>(案)の策定について
- ・松阪市における貸借対照表(普通会計ベース)試作に係る諸課題の検討結果について
- ・平成20年度における検討内容及びスケジュールについて

第5回(平成20年4月30日)

- ・「新地方公会計制度検討部会」平成20年度運営方針について
- ・<中間取りまとめ>の策定について
- ・平成20年度「新地方公会計制度検討部会」スケジュールについて

第6回(平成20年10月21日)

- ・ワーキンググループによる検討結果の報告について

第7回(平成21年1月27日)

- ・新地方公会計制度検討部会 報告書(案)の策定について

(2) 講演会(「地方公会計改革セミナー」)

第1回(平成19年9月4日)

- ・「地方公会計制度の意義とその概要」

総務省自治財政局財務調査課 稲原課長補佐

- ・「体系としての公会計改革 ~浜松市の取り組み~」

浜松市財務部財政課 金原主幹

第2回(平成20年6月16日)

- ・「新地方公会計の整備手法と活用の方向」

監査法人トーマツ 林公認会計士

(3) ワーキング・グループ

ア 概要

「財務書類作成ワーキング・グループ」

新地方公会計制度における財務諸表4表を作成するにあたり、実務担当者による具体的作業(課題検討、集計作業等)を行う。なお、「松阪市」を研究・検討の題材提供の対象団体として選定。

「活用方策等検討ワーキング・グループ」

財務書類の活用方策のあり方や、わかりやすい公表方法などについての検討を中心に活動を行う。

イ 開催状況

「財務書類作成ワーキング・グループ」

第1回(平成19年9月6日)

- ・売却可能資産の洗い出し及び資産評価の方法等の検討

第2回(平成19年10月4日)

- ・回収不能見込額の算定方法等の検討

第3回(平成20年2月21日)

- ・新地方公会計制度における財務諸表作成等に関する検討部会 中間報告書 <素案(たたき台)>の検討

- ・貸借対照表(普通会計ベース)試作に係る諸課題の検討

第4回(平成20年7月10日)

- ・貸借対照表(普通会計ベース)試作に係る諸課題の検討

第5回(平成20年8月28日)

- ・普通会計ベース4表の試作及び諸課題の検討

第6回(平成20年10月6日)

- ・連結財務諸表作成の諸課題の検討(1)

- 第7回（平成20年12月8日）
・連結財務諸表作成の諸課題の検討（2）

「活用方策等検討ワーキング・グループ」

- 第1回（平成20年6月26日）
・新地方公会計制度の活用方策について
第2回（平成20年7月29日）
・活用方策の全体イメージについて
第3回（平成20年9月9日）
・公表項目と財務分析について
第4回（平成20年10月15日）
・報告書（素案）の検討について
第5回（平成20年11月20日）
・報告書（素案）の検討について

- （4）一部事務組合等に対する説明会の開催
・平成19年12月11日、12日、14日（計3回開催）
・一部事務組合等の職員に対して公会計制度及び貸借対照表の作成方法等を説明

3 検討内容及び検討結果等

【平成19年度】

- （1）新地方公会計制度実務研究会報告書（検討案）の概略検討
総務省方式改訂モデルと現行総務省方式との比較を行い、総務省方式改訂モデルの作成のポイントとなる点について検討。
- （2）地方公会計改革セミナーの開催
総務省自治財政局財務調査課職員並びに浜松市財務部財政課職員を講師として招聘し、地方公会計制度の理論と実践をテーマに講演会を実施し、当該制度の内容及び今後の取り組むべき方向について理解を深めた。
特に浜松市からは、貸借対照表作成における売却可能資産や不納欠損見込額の算定方法等について説明を受けたことにより、その後の当検討部会の検討に役立つものとなった。
- （3）ワーキング・グループにおける検討
ア 売却可能資産の洗い出し及び資産評価の方法等の検討
売却可能資産の範囲、洗い出しの方針、評価手法について、それぞれ検討を重ね、県内各市町が取り組むための方向性を示す指針を策定した。
（主な内容）
・売却可能資産の範囲については、原則は国の基準どおりとするが、簡便手法として山林を除く普通財産としてはどうか。また、国の基準にある「用途廃止決定済みの行政財産」については、ほとんどの団体で例がないのではないか。

- ・売却可能資産の洗い出しについては、多くの団体で公有財産台帳の整備が進んでいないので、徐々に行うことになるのではないかと。
- ・評価手法のうち、土地については、可能であれば固定資産税上の路線価を用いて算出し、物件数が多い場合などは固定資産税評価額を用いて算出してはどうか。
- ・建物については、国の基準モデルどおりの算定方法でよいのではないかと。

イ 回収不能見込額の算定に係る検討

債権に係る回収不能見込額の算定に関して、各メンバーが属する市町の現状を踏まえながら、回収不能額の見込み方について一定の方向性を見いだしたが、標準的な考え方をまとめるに到らなかったことから今後さらに検討を加える必要がある。

(主な内容)

- ・全国的に不納欠損処理していない貸付金については、回収不能見込額を算定しなくてもよいのではないかと。
- ・長期延滞債権の回収不能見込額の算定について、個別に算定するとなると徴収事務担当課との調整が必要であり難しい面がある。このため、できれば一定の算定ルールを決めれば、やり易くなるのではないかと。
- ・国の基準を踏まえつつ、一定の算定ルールを決めることができるかどうかも含めて今後さらに検討する必要がある。

ウ 松阪市における貸借対照表(普通会計ベース)試作に係る諸課題の検討

モデル団体である松阪市において普通会計ベースの18年度版貸借対照表を試作するにあたり、作成上問題となった事項について、メンバー間で議論し、概ね解決することができた。

(主な内容、検討は平成20年度に実施)

- ・昭和43年以前の資産のうち重要なものの資産計上については、ワーキンググループでの定義付けは難しいが、判断基準となる金額や面積の例示を報告書に記載するとともに、松阪市試案の記載について検討した。
- ・回収不能見込額の算定ルールについて、国の作成要領等に算定例が示されているが、実際には各団体により状況が異なるため統一した算定ルールを定めることは難しい。このため、中間とりまとめで示した考え方を整理した。
- ・長期延滞債権の範囲について、国の要領では「当該債務者に対するすべての債権を長期延滞債権勘定に振り替えるものとする」とあるが、すべての滞納事案を歳入科目を超えて名寄せすることは電算システムの問題や個人情報の問題があり難しい。

(4) 一部事務組合等に対する説明会の開催

各市町の財務諸表において一部事務組合等の財務情報を連結する作業に協力してもらうため、一部事務組合等の経理担当職員に対して公会計制度及び貸借対照表の作成方法等に関する説明会を県内3会場に分けて実施し、財務諸表の作成に関して一部事務組合等と構成市町との連携強化を図った。

【平成20年度】

(1) 地方公会計改革セミナーの開催

監査法人トーマツの公認会計士を講師として招聘し、新地方公会計制度の整備手法と活用の方向をテーマに講演会を実施し、当該制度の活用方策等、今後の取り組むべき方向について理解を深めた。

(2) 活用方策等検討ワーキング・グループの設置

財務書類のわかりやすい公表方法の検討

新公会計整備に基づき作成された貸借対照表等の財務書類を住民にわかりやすく、効果的に情報提供する方法について、県内各市町が取り組むための標準的なモデルについて検討を行った。

財務書類分析の行政経営への活用にかかる検討

財務書類を予算編成や資産管理等の行政経営のツールとして活用する方法や可能性について検討し、市町への新公会計の導入のメリットについて考え方を整理した。

(3) 普通会計財務諸表4表の試作

貸借対照表の未収金等回収不能見込額、資産評価の方法等について、市町が取り組むときの標準的な考え方を整理するとともに、その考え方に基づいた普通会計の財務諸表4表のモデル的な試作に取り組んだ。